

福岡県公報

平成19年4月18日
第2667号

目次

告示(第825号 - 第839号)

開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	1
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課)	1
特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	2
特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	3
特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	3
県営土地改良事業計画の決定	(農地計画課)	3
県営土地改良事業計画の決定	(農地計画課)	3
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	4
大規模小売店舗立地法附則第5条第1項の規定に基づく変更の届出	(商業・地域経済課)	4
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(商業・地域経済課)	4
都市計画事業の事業計画の変更の認可	(下水道課)	4
道路の供用の開始	(道路維持課)	5
道路の供用の開始	(道路維持課)	5
道路の区域の変更	(道路維持課)	5
道路の供用の開始	(道路維持課)	6
公 告			
都市計画の案に係る公聴会の開催	(都市計画課)	6
落札者等の公示	(農政課)	7
選挙管理委員会			

政治団体の平成17年分収支報告書の要旨の一部訂正 (地方課) 7

告 示

福岡県告示第825号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成19年4月18日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
宗像市武丸字前田998番5
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
宗像市武丸1995番3
(有)宗像乳販 代表取締役 船津 芳博

福岡県告示第826号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年4月18日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成19年3月25日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
特定非営利活動法人社会生活安全協議会
 - (2) 代表者の氏名
木下 俊幸
 - (3) 主たる事務所の所在地
福岡市城南区友泉亭5番5号幸村ビル201

(4) 定款に記載された目的

(変更前) この法人の目的は次のとおりとする。

(1) 善良な市民や地域住民に対し、近年直面することの多い個人を対象とするいやがらせ・脅迫・恐喝・暴力・ストーカー等の犯罪行為や防犯に関し、市民レベルでの相談窓口の開設と防犯体制の整備に関する事業を行い、安全な社会生活環境の維持と人権の擁護に寄与すること。

(2) 社会的な弱者や生活困窮者、経済破綻者、ホームレス並びに事業経営に苦闘する人々に対して、尊厳ある生命の存続を図るための相談や就労や生活の支援に関する事業を行い、人権の擁護と福祉の増進に寄与すること。

(3) 子どもや青少年に対して、スポーツ、自然及び農業を適切な指導者のもとに体験する場を提供することによって、子どもや青少年の心身の健全な育成に寄与すること。

(4) 日本国内外の自治体、企業やその他の団体及び一般市民に対して廃棄物の再利用促進及び適正な処理処分に関する研究及び普及啓発に関する事業などを行い、循環型社会を形成し、持続可能な地球環境の保全に寄与すること。

(変更後) この法人の目的は次のとおりとする。

(1) 善良な市民や地域住民に対し、近年直面することの多い個人を対象とするいやがらせ・脅迫・恐喝・暴力・ストーカー等の犯罪行為や防犯に関し、市民レベルでの相談窓口の開設と防犯体制の整備に関する事業を行い、安全な社会生活環境の維持と人権の擁護に寄与すること。

(2) 社会的な弱者や生活困窮者、経済破綻者、ホームレス並びに事業経営に苦闘する人々に対して、尊厳ある生命の存続を図るための相談や就労や生活の支援に関する事業を行い、人権の擁護と福祉の増進に寄与すること。

(3) 子どもや青少年に対して、スポーツ、自然及び農業を適切な指導者のもとに体験する場を提供することによって、子どもや青少年の心身の健全な育成に寄与すること。

(4) 日本国内外の自治体、企業やその他の団体及び一般市民に対して廃棄物の再利用促進及び適正な処理処分に関する研究及び普及啓発に関する事業などを行い、循環型社会を形成し、持続可能な地球環境の保全に寄与すること。

(5) インターネット及び、携帯電話による犯罪の急増に対し、関係官庁と情報交換等密接に連携し、情報通信(インターネット含)犯罪の対策並びに被害者救済に関する事業を行い、安全な社会生活環境の維持に寄与すること。

(6) 土、山野、緑、野菜の生命力を野外活動を通じ普く認識し、また食の添加物の監視及び、農林・農業生産に係わりを持ち、これらの保全及び振興を図る活動を行なうこと。

福岡県告示第827号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年4月18日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成19年3月27日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人人間賛歌

(2) 代表者の氏名

相良 五郎

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県嘉穂郡桂川町大字吉隈1143番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、心に多くの不安・問題を抱えた者や障害児者に対して、老若男女を問わず、本人及び家族が学校・職場など地域社会と共生出来るように支援事業を行う。弱者と言われる人が社会に受け入れられ、地域社会の人も安心して心に障害を持つ人を受け入れられる様に、地域の啓蒙活動や研修会等を開き、児童虐待防止・自殺防止・虐め防止等、全ての人々が健やかに暮らせる地域社会づくりと福祉の増進に寄与する事を目的とする。

福岡県告示第828号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年4月18日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成19年3月27日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人やすらぎ

(2) 代表者の氏名

林 智美

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県北九州市若松区青葉台西四丁目3番10号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地域で生活する介護や支援が必要な障害者に対して、障害者自立支援法に基づくサービス事業や日常生活を支援する事業を行う。また、イベント参加などの事業を行い、地域との交流を図り、地域社会作りに貢献することにより障害者福祉の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第829号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年4月18日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成19年3月29日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人空き缶基金

(2) 代表者の氏名

河野 捷紀

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県北九州市若松区響町一丁目62番19号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、空き缶の収集を介して、資源のリサイクルに寄与する機会の創出、及び小学校等の環境学習に役立つ情報、教材、備品等の提供を行い、地域の住民、特に子供たちの地球環境保全活動への参画意識を高め、地域全体への取り組みへと発展させ、地域社会の相互連携をうながすことを目的とする。

福岡県告示第830号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成19年4月18日

福岡県知事 麻生 渡

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営葺数地区土地改良（農業用ため池整備）事業計画書の写し	平成19年4月18日から 平成19年5月21日まで	筑後市役所

福岡県告示第831号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成19年4月18日

福岡県知事 麻 生 渡

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県管蒲池山地区土地改良（農業用ため池整備）事業計画書の写し	平成19年4月18日から 平成19年5月21日まで	みやま市役所

福岡県告示第832号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年4月18日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
朝倉市甘木字梶丸390 - 1、390 - 2、391 - 1、391 - 4、392 - 1、393 - 1、393 - 4、394 - 1、395 - 2、395 - 11
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
群馬県前橋市日吉町4丁目40番の11
株式会社ヤマダ電機 代表取締役 山田 昇

福岡県告示第833号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定に基づく変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成19年4月18日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 届出年月日
平成19年4月5日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
(1) 名 称 サニー須恵店

(2) 所在地 福岡県糟屋郡須恵町大字須恵字赤坂488番1号

3 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の名称	変 更 前		変 更 後	
	開店時刻	閉店時刻	開店時刻	閉店時刻
株式会社サニー	午前10時	午後10時	24時間	

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

変 更 前	変 更 後
午前9時30分から午後10時30分まで	24時間

福岡県告示第834号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成19年4月18日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(1) 名 称 イオンスーパーセンター志摩店
(2) 所在地 福岡県糸島郡志摩町大字津和崎字宮ノ元29 - 1 外
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

福岡県告示第835号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成18年3月北九州都市計画下水道事業北九州公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成19年4月18日

福岡県知事 麻生 渡

1 施行者の名称

北九州市

2 都市計画事業の種類及び名称

北九州都市計画下水道事業北九州公共下水道

3 事業施行期間

昭和32年9月6日から平成24年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

平成18年福岡県告示第635号の事業地のうち次の区域を削る。

北九州市八幡東区枝光二丁目の一部。

平成18年福岡県告示第635号の事業地のうち次の地内において事業地を変更する。

北九州市小倉北区山門町、寿山町、大畠二丁目、小文字二丁目、下富野五丁目、境川一丁目、一枝三丁目、一枝四丁目及び金比羅町の各丁目の一部。

北九州市小倉南区沼南町一丁目、沼南町二丁目、葛原東三丁目及び沼緑町五丁目の各丁目の一部。

北九州市八幡西区桃園二丁目、桃園三丁目、桃園四丁目、陣山二丁目及び大字藤田の各丁目の一部。

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第836号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成19年4月18日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年4月18日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
那珂	筑紫野古賀線	筑紫野市二日市中央6丁目567番6先から 同市二日市北2丁目580番4先まで

福岡県告示第837号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成19年4月18日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年4月18日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
前原	瑞梅寺池田線	前原市大字波多江567番11先から 同市大字波多江569番2先まで

福岡県告示第838号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年4月18日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
朝倉	一般国道	386号	前	朝倉市宮野2060番2先から 同市宮野1993番3先まで	13.0 ~ 23.7	362.0

			後	同上	13.0 ~ 23.7	362.0
--	--	--	---	----	-------------------	-------

福岡県告示第839号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成19年4月18日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年4月18日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
朝倉	386号	朝倉市宮野2060番2先から 同市宮野1993番3先まで

公 告

公告

都市計画の案について公聴会を開催するので、福岡県都市計画公聴会規則（昭和45年福岡県規則第43号）第3条第1項の規定により次のように公告する。

平成19年4月18日

福岡県知事 麻生 渡

- 変更しようとする都市計画の種類及び名称
筑後都市計画及び瀬高都市計画公園9・6・1号筑後広域公園

- 開催の日時及び場所

- (1) 日時

平成19年5月11日 午後7時から9時まで

- (2) 場所

みやま市役所 西館4階大会議室（みやま市瀬高町小川5番地）

3 都市計画の案の概要及び閲覧

(1) 都市計画の案の概要

名称	位置	面積
9・6・1号筑後広域公園	筑後市大字津島字梓ノ瀬、字村西北、字村西南、字中小路、字村前、字小淵、字道正開、字仁王前、字山ノ神、字上小路、字洲崎、字東、字段ノ上、字下川田、字下開、字江湖開、字葭原、字柳ノ内、字中切、字大向、大小向、字南小路、字東小路、字北小路、字宮、字高岸、字南鶴池、字北鶴池、字船小屋 大字尾島字東水洗、字船小屋、字東古賀原 大字北長田字西境、字庚申土居、字下川端、字上川端、字松ノ木 大字溝口字下落合、字菖蒲田、字熊野、字上落合、字川原、字大王寺、字南 みやま市瀬高町本郷字川久保、字小向、字上開、字小出口ノ一、字小出口ノ二、字権現山、字北瀬戸嶋、字南瀬戸嶋、字中土居、字古川、字松原、字中野、字北中野、字四本松 瀬高町長田字境、字長田、字後鶴、字西津留、字新開、字下川原、字狐林、字川原、字中藤八、字藤八、字北藤八 瀬高町小田字西藤八、字甚五郎開、字志與田、字中嶋、字東藤八、字唐尾浦田	約192.8ヘクタール

(2) 閲覧

同案については、平成19年4月18日から同年5月2日までの間、福岡県建築都市部公園街路課及びみやま市都市計画課において、公衆の閲覧に供する。

4 意見を述べようとする者の申出の方法及び期限等

- (1) 公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書を平成19年5月2日（必着）までに福岡県建築都市部都市計画課に提出すること。
- (2) 公述申出書（様式）は、3の閲覧場所において配布する。

5 公述人の選定及び公述方法

公述申出書を提出した者で、公述人に選定されたものは、公聴会に出席して公述申出書に記載した内容により意見を述べることができる。

6 その他

(1) 傍聴

公述人を除き、この公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会当日、会場にて開催の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、申込み多数の場合は抽選となることがある。

(2) 開催の中止

公述申出者がいない場合は、この公聴会は中止されるので、傍聴を希望する者は、開催情報について事前に県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）又は直接問い合わせにより確認すること。

(3) 問い合わせ先

この公聴会についての問い合わせは、福岡県建築都市部都市計画課（福岡市博多区東公園7番7号 電話092 - 643 - 3711）に対して行うこと。

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成19年4月18日

福岡県知事 麻 生 渡

1 落札に係る物品の名称

福岡県農業総合試験場電力供給

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県農業総合試験場管理部会計課

(2) 所在地

筑紫野市大字吉木587番地

3 落札者を決定した日

平成19年3月9日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

九州電力株式会社福岡南営業所

(2) 住所

筑紫野市二日市西一丁目6番5号

5 落札金額（使用見込電力料金）

30,260,800円（消費税及び地方消費税の額を含まない。）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

平成19年1月22日

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第37号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書について、金融財政改革フォーラムから訂正があったので、同法第20条第1項の規定に基づき公表した政治団体の平成17年分収支報告書の要旨（平成18年11月29日福岡県選挙管理委員会告示第110号）の一部を、次のとおり改める。

平成19年4月18日

福岡県選挙管理委員会委員長 田 辺 俊 明

平成17年分収支報告書の要旨中、金融財政改革フォーラムの項を次のとおり改める。

155

金融財政改革フォーラム

大久保 勉

参議院選挙区

報告年月日 平成18年01月30日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	3,884,923円
ア 前年からの繰越額	2,599,900円
イ 本年收入	1,285,023円
(2) 支出総額	2,009,397円
(3) 翌年への繰越額	1,875,526円

2 本年收入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

イ 寄附	905,000円
ア 寄附 (内訳別掲)	905,000円
a 個人からの寄附	905,000円
オ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入 (内訳別掲)	380,000円
カ その他の収入	23円
(イ) 1件10万未満のもの	23円
計 (本年收入額)	1,285,023円

(2) 支出の内訳

イ 政治活動費	2,009,397円
ア 組織活動費	280,000円
カ その他の経費	1,729,397円
計	2,009,397円

(内 訳)

オ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入

民主党本部

380,000円 東京都千代田区

小 計 380,000円

イ ア a 個人からの寄附

樋口 成信

酒井 重人

100,000円

東京都港区

浜田 俊行

100,000円

東京都杉並区

吉田 正之

100,000円

東京都世田谷区

蒲池 真澄

100,000円

東京都杉並区

その他

100,000円

福岡市東区

小 計

905,000円

3 資産等の内訳

(9) 貸付金 (貸付先、貸付残高)

民主党福岡県参議院選挙区第2総支部

1,729,397円